

厚生労働省発基安 0924 第 4 号

令和 7 年 9 月 2 4 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第1 労働安全衛生規則の一部改正

- 1 労働安全衛生法に規定する免許に係る免許証の交付手続等における様式について、個人番号の記入欄を設けることとする。
- 2 その他所要の改正を行う。

### 第2 施行期日等

- 1 この省令は、令和八年三月二日から施行する。
- 2 この省令の施行に関し必要な経過措置を定める。